

医療券受領書兼連絡票 の 「翌月の医療可否」 欄 処 理 早 見 表

※医療券受領書兼連絡票は、毎月15日までにご返送ください。

医療券受領書兼連絡票

佐世保市福祉事務所長 様

次のとおり医療券を受領しました。

令和 〇年 〇月分

指定医療機関名 〇〇〇〇

受理年月日	電算入力
※福祉事務所使用欄	

令和 年 月 日

No	受給者番号	氏名	性	生年月日	有効期間	券種	本人支払額	当月有無	翌月の医療可否	備考
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	男	〇〇〇〇	1-31	外来併用		有・無	継続 治ゆ 休止 中止 死亡	
									ココ	

※医療券の使用確認のため、「当月有無」(当月受診の有無)、「翌月の医療可否」(翌月発券の可否)は、必ずご記入ください。

翌月の医療可否	福祉事務所での基本的な処理	選択のポイント等
継続	翌月も医療券を発券します。	毎月受診が継続する時に選びます。
治ゆ	翌月以降の医療券は発券しません。	治療完了時に選びます。
休止 (一時的な中断の事)	<p style="color: red;"><u>翌月のみ、医療券を発券しません。</u></p> <p style="color: red;"><u>翌々月以降は発券します。</u></p> <p>※休止の場合のみ、一時的な中断を再開することが可能です。</p> <p>※休止は受診継続中とみなされ、定期的な医療可否意見書の提出が必要です。</p>	<p style="color: red;"><u>次の受診日が1ヶ月以上空く場合も選びます。</u></p> <p>(1ヶ月おきの受診のような場合に選びます。)</p> <p>(<u>次回予約日が分かれば、備考欄にご記入ください。</u>)</p>
中止 (治療終了、不要、不可の事)	<p style="color: red;"><u>翌月以降の医療券は発券しません。</u></p> <p>※受診を再開する場合は、原則、新規受診開始扱いとなります。その後、受診を継続する場合は、2ヶ月目以降の可否意見書の提出が必要となります。</p>	<p style="color: red;"><u>翌月以降の医療券が不要な場合に選びます。</u></p> <p>例)・患者が治療に来なくなったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上先の予約のとき ・患者の転院や市外転出したとき
死亡	翌月以降の医療券は発券されません。	